○農林水産省告示第二千五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市木屋平字太合八四五・八四七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字太合八四五・八四七・八四八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町内山字井ノ口四六の一、字日浦一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡山江村大字万江丙字東大川内二四三の二七、二四三の二八、二四三の四四、字五右衛門畑二六一の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町九重字大平一五三〇の一九・一五三〇の二〇（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川上一一五二の一・一一五三・一一六四・一一六五（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一一六六の三、一一六七の六、一一六七の七、一一七〇の八、一一七四の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　愛媛県北宇和郡鬼北町大字父野川上一一七六の七、一一七六の八、一一七八の四、一一七八の五、一一八四の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　林道用地とするため

○農林水産省告示第二千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十二月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区細畑二二から二六まで

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区土屋一二〇の一、一二〇の二、一二〇の一一から一二〇の一五まで、一二一の二から一二一の五まで、一二〇の三・一二〇の一〇・金成四九の七四・西風山一の一・一の三・一の一一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百八十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、エム・エス・ケー農業機械株式会社から、指定製作者等の住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年十二月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

1．変更する指定製作者等の住所

新

北海道恵庭市戸磯193番地8

旧

東京都豊島区西池袋3丁目27番12号

2．変更年月日

平成24年8月17日